

年末調整の資料は、11月中旬までに！

先月号でもご案内させていただきましたが、年末調整を行う時期となりました。もう既に、お手元に保険料控除証明書や国民年金の控除証明書などが郵送で送られてきているかと思います。

税務署指定の書類、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)」や「給与所得者の保険料控除申告書(マル保)」などの書類と合わせて、**11月中旬頃までにはご準備をお願いいたします。**

年末調整の必要書類

1	令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)
2	令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書(マル保) <下記の証明書類は、申告書と原本のご提出をお願いいたします。> <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険、地震保険、小規模企業共済等掛金の保険料控除証明書 ・国民年金の控除証明書又は、納付済み領収書 ・今年度に支払った国民健康保険の金額の分かるもの
3	令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書 (マル基配所)

§. 下記について、対象となる方はご準備をお願いいたします。

4	今年度に入社した人は、 前の会社の源泉徴収票
5	マイナンバーカード及び本人確認書類のコピー <ul style="list-style-type: none"> ・過年度の年末調整の際にマイナンバーを提出しなかった方(ご本人、扶養親族の分) ・本年に入社された方(ご本人、扶養親族の分) ・本年に結婚や出産などにより扶養親族が増えた方(扶養親族の分)
6	住宅借入金控除のある方(2年目以降) <ul style="list-style-type: none"> ・最初の年に税務署から届いている住宅借入金等特別控除申告書 ・銀行から届く年末借入金残高証明書 ※ 令和5年中に住宅等を購入され、住宅借入金控除を初めて受ける方は、 確定申告が必要 となります。



★ 今回の年末調整の必要書類・年末調整の対象者や変更点については、前月号(201号)に掲載していますので、そちらを参照ください。

年末調整に関するお知らせ

● 弊所に対して、年末調整業務の委託をして頂いているお客様には、別途、各担当者からご案内させていただきます。

資料のご準備の目途……11月初旬から中旬頃までにはお願いします。

CONTENTS

年末調整の資料は、
 中旬までに！……P.1

年末調整の必要書類……P.1

不要な償却資産は、
 年内に処分を！……P.2

インボイス制度導入後の
 交際費5,000円基準の考え方・P.2

倒産増に備え、
 保証協会融資の
 再生処理が迅速化……P.3

粉飾発覚で借換え却下、
 コロナ禍「迅速融資」の副作用……P.4

国民健康保険料の上限が
 2万円アップの106万円に！……P.4

労働条件の明示ルールの
 詳細が明確化……P.5

11月度の税務スケジュール……P.5

今月の名言録……P.6

無料相談会実施中……P.6

最新情報は
ASAKのX(旧ツイッター)も
 ご利用ください！

随時更新しますので
 フォローして下さい！



不要な償却資産は、年内に処分を！



事業者が所有している償却資産は、毎年1月1日現在の状況に応じて固定資産税が課されます。したがって、不要な償却資産は年末までに処分を行ってください。また、固定資産税の軽減措置の適用を受ける場合には、添付書類にご注意ください。

◆ 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、事業者が所有している土地や家屋以外の事業の用に供する有形の固定資産（構築物、機械装置、工具器具備品など）で、減価償却費等として費用化されるものを指します。

また、テナントとして賃借している建物に施した内装なども、課税の対象となりますが、一方、自動車税（種別割）や軽自動車税（種別割）の対象となる車両運搬具は、課税の対象外です。

なお、次のような償却資産でも、1月1日現在、事業上使用することができる状態であれば、課税の対象となります。不要な資産はなるべく年内に処分するとよいでしょう。

- ・ 簿外資産
- ・ 減価償却を終えた資産
- ・ 遊休資産
- ・ 未稼働資産

【国税との取扱いの相違点】

	固定資産税 (償却資産)	国 税 (法人税・所得税)
圧縮記帳	認めない	認める
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認めない	認める
中小企業者等の少額減価償却資産 の取得価額の損金算入の特例 (取得価額30万円未満の特例)	課税対象	損金又は必要経費
評価額の最低限度	取得価額×5%	1円(備忘価額)

◆ 国税との違い

償却資産に係る固定資産税は、主に次の点について国税と取扱いが異なります。総勘定元帳上では残高がなかったとしても償却資産の対象となる場合があるため、対象となる資産は必ず固定資産台帳等に登録し、所有状況等は固定資産台帳等と突合しながら確認が必要です。

◆ 申告と納税

毎年1月末日までに、1月1日現在に所有する償却資産について、所在地の市町村へ申告します。その後、申告内容に基づいた納税通知書と納付書が4月～5月ごろに届きますので、納期限までに納付手続きを行います。ただし、償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合には、課税されないため、納税通知書等は届きません。

◆ 固定資産税の軽減措置

市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づいた新規取得設備に係る固定資産税の特例(固定資産税の軽減措置)は、2023年4月1日以後の認定申請分から、適用要件や軽減措置の内容等が改正されていますので注意してください。

なお、改正前後に関わらず、固定資産税の軽減措置の適用を受けるには、償却資産の申告時に一定の書類の添付が必要となります。

インボイス制度導入後の交際費5,000円基準の考え方



ご存じの通り、接待交際費でも1人当たり5,000円以下の飲食費は、税務上の交際費等から除外します。インボイス制度開始後、この“5,000円”の考え方が、インボイスの適格事業者への支払であるかどうか、自社の消費税の経理方式が、税込経理なのか税抜経理なのかによっても変わってきますので注意が必要です。

◆ 1人あたり5,000円以下の計算

接待交際費のうち、次の算式で計算した1人当たりの金額が5,000円以下である飲食費(社内飲食費を除く。以下同じ)は、一定の書類を保存することを条件に、税務上、交際費等の範囲から除かれ、損金となります。

$\frac{\text{飲食等として支出する金額}}{\text{飲食等に参加した者の数}} = \text{1人当たりの金額}$
--

◆ 税込経理と税抜経理での違いは？

上記の算式において、“5,000円”の考え方は、税抜経理を適用している場合は消費税等の額を含めずに判断します。一方、税込経理を適用している場合はこれを含めて判断します。

◆ インボイス制度下での判断は？

インボイス制度が始まり、一般課税により納付すべき消費税額を計算する際、仕入税額控除を適用するには、原則として、インボイスの保存が必要となりました。

インボイス発行事業者でなければインボイスは交付できません。そのため免税事業者などインボイス発行事業者以外からの課税仕入れは、仕入税額控除できません。ただし経過措置として一定の要件の下、2023年10月1日から3年間は80%を、その後の3年間は50%を仕入税額控除できます。

税抜経理方式を適用している場合、支払先がインボイス発行事業者か否かで基準となる“5,000円”が次のとおり異なるので注意が必要です。

【税抜相当額の基準額】

※（ ）内は税込相当額

発生日	インボイス発行事業者	左記以外
2023.10.1～2026.9.30	5,000円 (5,500円)	4,902円 (5,393円)
2026.10.1～2029.9.30		4,762円 (5,239円)
2029.10.1～		4,545円 (5,000円)

※円未満端数切捨てで計算した場合

これは、仕入税額控除できない部分(経過措置として最初の3年間20%、次の3年間50%、経過措置後100%)はコストとなるためです。

なお、この“5,000円”について、厚生労働省が提出した令和6年度税制改正要望事項に、物価の動向等を踏まえた金額の引上げがあるので、こちらの動向も注視しましょう。

倒産増に備え、保証協会融資の再生処理が迅速化

コロナ禍後の倒産の増加に備えて、地方自治体が迅速な再生処理ができるように仕組みを整えています。29都道府県では信用保証協会が金融機関の融資に付けた保証債権について、知事の決裁で債権放棄できる条例を整備しました。処理のスピードを上げることで、企業の価値低下を最小限に抑えとともに、雇用の減少や取引先企業の連鎖倒産など二次的な損失を防ぎたい考えです。

信用保証協会とは、中小企業や小規模事業者の資金調達を支援する公的機関で、47都道府県と横浜、川崎、名古屋、岐阜の4市にあります。保証先の企業が債務を返済できなくなると、保証協会が企業の返済を肩代わりする仕組みです。

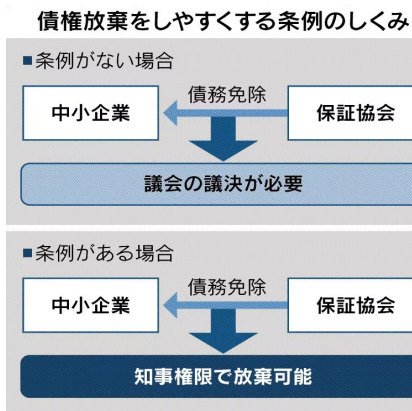
その肩代わりの原資は税金となるため、債権放棄には議会承認を必要とする自治体が多くなっています。地方議会は3、6、9、12月に定例会を開くケースが多いため、手続きに時間がかかっています。再生計画の提示から同意までには通常2カ月ほどかかりますが、議会議決を通すとさらにプラス2～3カ月かかる場合があるようです。

こうした状況の中で、自治体が保証協会に生じた損失を補償するルールを設けている39都道府県のうち、29都道府県で議会承認を経ずに知事決裁で債権放棄を判断できるようになりました。2022年6月に福岡県、2023年3月に群馬県、7月に鹿児島県が新たに条例を制定し、広島県も12月議会で条例案を提出する予定です。

私的整理による債務の減免が必要な再生案件の場合、民間金融機関が自前融資の債権を放棄しても、保証協会への債務は残ります。再生が遅れるほど、企業の事業価値が下がるリスクは高まるので、スポンサーが脱落したり、事業再生ファンドが出資を取りやめたりする事態が起きかねないのです。

中小企業庁や金融庁、総務省は、議会議決を通すことで事業再生が延びるのは好ましくないとの考えで、知事の権限で債権放棄を認めることができる条例の制定を求めています。ただ、埼玉県や京都府など10府県は、なお議会の承認が必要です。保証協会付き融資をめぐる債権放棄は自治体によってルールが異なり、損失補償ルールを定めていない青森県や長野県などの自治体もあります。

条例を整備する背景には、債務処理を含めた再生案件の増加が見込まれることがあります。保証協会が保証する債務残高は2022年度に40兆円と、コロナ禍前の2019年度の20兆円から2倍に膨らんでいます。過剰債務を抱える企業が増えるなか、中小企業の私的整理を担う公的機関の中小企業活性化協議会への2022年度の相談件数は、6,409件と2019年度の2.8倍に急増しているため、迅速な対応が求められているからです。



(日本経済新聞より抜粋)

粉飾発覚で借換え却下、コロナ禍「迅速融資」の副作用

粉飾決算などコンプライアンス(法令順守)違反が発覚したために、借換え融資などを受けられずに倒産する企業が増えているようです。民間調査会社によると、コンプラ違反関連の倒産は2023年1~8月で228件と前年同期比39%増え、同期間で過去最多です。この背景には、新型コロナウイルス禍の融資で金融機関が、審査の質よりスピードを優先させたからであるとみられています。



帝国データバンクによると、要因別では粉飾決算、違法な営業活動などによる業法違反がそれぞれ50件で最も多くなっています。次に、補助金などの不正受給(19件)、私的流用による資金流出や横領などの不正(18件)が続いています。

粉飾が発覚した企業のうち業種別では、卸売業が全体の30%を占め最も高くなっています。これには、架空取引のほか、資金調達を目的にした取引の実態を伴わない不正な手形を使ったケースが多いようです。

倒産が増えている一因として、実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)の返済本格化もあります。今年7月から2024年4月にかけて返済ピークを迎えるなか、ゼロゼロ融資の返済開始後に資金を手当てできずに、借換えや追加融資を金融機関に求めた際に不正が発覚したケースが目立っているそうです。

コロナ禍での資金繰り支援は、融資実行のスピードが重視されたため、本来は審査で問題が疑われるような企業にも資金が回り、結果としてコンプラ違反企業の延命につながっていた可能性があります。

ゼロゼロ融資は、各都道府県が最初の3年間は、利子を企業に代わって払うのに加え、返済が焦げ付いても信用保証協会が肩代わりするので、金融機関の負うリスクは小さく、むしろ低金利にあえぐ信金や地銀は競い合うように貸し出しを積極化していました。

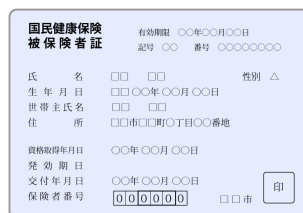
こうした中で金融機関側にも不正が発覚したケースもあります。中日信用金庫(名古屋市)はゼロゼロ融資を実行しやすくするために、取引先の業績を改ざんしていたことが発覚し、2022年9月に東海財務局から業務改善命令を受けています。その後、中日信金は経営責任を明確にするため当時の理事長が辞任しています。

こうしたコロナ禍の資金繰り支援は、倒産抑制に寄与した半面、本来なら淘汰されるべき企業の延命にもつながったのも事実であり、こうした企業の淘汰は一段と加速する可能性があります。

国民健康保険料の上限が2万円アップの106万円に！

厚生労働省は自営業者らが加入する国民健康保険の年間保険料の上限を2万円引き上げて106万円とすることになりそうです。これは、令和6年度から実施したい考えですが、令和5年度にも2万円引き上げているので、2年連続となります。

特に高所得者の保険料を上げることで、保険財政の安定を狙うようです。これらは、近く開く社会保障審議会(厚労相の諮問機関)の医療保険部会で厚労省が案を提示し検討されます。



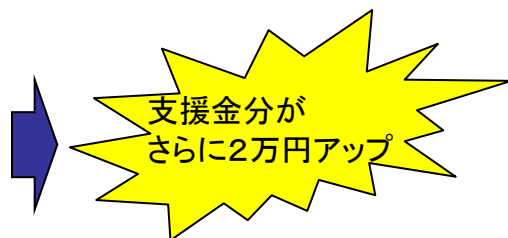
国保の保険料は収入に応じて上昇し、上限額も設けています。医療分のうち、75歳以上の後期高齢者支援金の上限を22万円から24万円に引き上げます。据え置きとなる介護分の納付額17万円などとあわせ、上限を106万円とする案です。

引き上げ後の上限額に達するのは、年収が1,160万円以上の世帯で、全体の1.35%と推計されています。これまでは1,140万円以上の世帯が上限の104万円を支払っています。

新型コロナウイルスの影響を考慮した令和3年度を除き、国保保険料の上限額はほぼ毎年引き上げられています。医療分は2万~4万円の範囲で引き上げが続き、令和1年度に80万円に達していました。介護分は令和2年度に17万円に達して以降、据え置かれてはいます。

国保には令和2年3月末時点で2,660万人が加入しています。健保組合や協会けんぽと比べて加入者の平均年齢が高く、所得水準が低いといった特徴があり、財政的には大変厳しい状況となっています。

年間保険料の最高限度額		
区分	令和4年度	令和5年度
医療分	65万円	65万円 (変更なし)
支援金分	20万円	22万円 (+2万円)
介護分	17万円	17万円 (変更なし)



労働条件の明示ルールの詳細が明確化

2024年4月から、改正労働基準法施行規則等が施行され、従業員を雇い入れる際等に行う労働条件の明示ルールが変更になります。これについて、厚生労働省から実務上確認しておきたい通達、Q&A、パンフレットが公開されています。

◆ 変更内容の確認

(1) 就業場所・業務の変更の範囲の明示

労働契約の締結や更新の際には、その従業員に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示することが義務付けられています。今回、これらの明示が必要な労働条件のうち、「就業場所」と「業務」について、その内容の見直しが行われます。従来、「就業場所」と「業務」については、契約直後の内容を明示すれば足りるとされてきましたが、「就業場所・業務の変更の範囲」の明示も必要になります。

(2) 契約更新上限の明示

有期労働契約を締結する際に、更新上限として、通算契約期間や更新回数の上限を設けている場合には、上限を設けている旨とその内容を明示することになります。なお、設けていない場合はその旨を明示します。

上限を設けていない場合であって新たに設ける場合や、例えば更新回数の上限を5回としていたものを3回に短縮するような場合には、その理由を労働者にあらかじめ説明することが求められます。

(3) 無期転換の申込機会等の明示

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた場合、労働者が会社に申し込むことにより無期労働契約に転換できるルールがあります。この無期転換の申込ができる労働者には、契約更新のタイミングごとにその旨を明示することになります。さらに、無期転換後に有期労働契約時の労働条件が変わる場合には、その内容についても、契約更新のタイミングごとに明示が必要になります。

◆ 厚生労働省からの通知

厚生労働省のホームページに詳細な内容や具体例が紹介されていますので、参考にしてください。

「通達」 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156120.pdf>

「Q&A」 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156119.pdf>

「パンフレット」 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156048.pdf>



11月度の税務スケジュール

内 容	期 限	
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 11月10日(金)	
所得税の予定納税額の減額申請	申 請 期 限 11月15日(水)	
9月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申 告 期 限 11月30日(木)	
所得税の予定納税額の納付(第2期分)		
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞		
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞		
3月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)		
消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞		
消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞		
特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付		
個人事業税の納付(第2期分)		納 期 限 11月30日(木)

今月の名言録

岐路にたちつつ



動物園の動物は、食べる不安は何もない。
他の動物から危害を加えられる心配も何もない。
きまった時間に、いろいろと栄養ある食べ物が与えられ、保護されたオリのなかで、
ねそべり、アクビをし、ゆうゆうたるものである。

しかしそれで彼らは喜んでいるだろうか。
その心はわからないけれども、それでも彼らが、身の危険にさらされながらも、果てしない原野を駆けめぐっているときの
しあわせを、時に心に浮かべているような気もするのである。

おたがいに、いっさい何の不安もなく、危険もなければ心配もなく、
したがって苦心する必要もなければ努力する必要もない、
そんな境遇にあこがれることがしばしばある。しかしはたしてその境遇から力強い生きがい生まれるだろうか。

やはり次々と困難に直面し、右すべきか左すべきかの不安な岐路にたちつつも、あらゆる力を傾け、生命をかけて
それを切りぬけてゆく——そこにこそ人間としていちばん充実した張りのある生活があるともいえよう。

困難に心が弱くなったとき、こういうこともまた考えたい。 (「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、
お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、
必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

